

第 8 4 号議案

東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 8 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

（提案理由）

この案は、住宅宿泊事業の実施の制限等に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例（平成30年2月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「法第11条第1項」を「住宅宿泊事業を営もうとする者が法第11条第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

（6） 住宅宿泊事業を営もうとする者が住宅宿泊管理業者であって、自ら住宅宿泊管理業務を行う場合においては、管理方法

第8条第2項中「、第4号又は第5号」を「又は第4号から第6号まで」に改める。

第17条第1項中「（以下「制限区域」という。）」を削り、「区の全域」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに同項第2号に規定する特別用途地区のうち第一種文教地区及び第二種文教地区として定められた区域

（2） 区の全域（前号に規定する区域を除く。）

第17条第2項中「制限区域」を「第1項第2号に規定する区域」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号に規定する区域において、全ての期間、住宅宿泊

事業を実施することはできない。

第 17 条に次の 1 項を加える。

- 4 届出住宅の存する建物の敷地の一部が第 1 項第 1 号に規定する区域に属する場合は、その敷地の全部が同号に規定する区域に属するものとみなす。

第 18 条第 2 項中「場合」の次に「又は住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理業者であって当該住宅宿泊事業者が自ら届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行う場合」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例第 8 条及び第 17 条の規定は、この条例の施行の日以後に住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の規定による住宅宿泊事業を営む旨の届出をする住宅について適用し、同日前に同項の規定による住宅宿泊事業を営む旨の届出をした住宅については、なお従前の例による。